

【第5章】

第4次発展・強化計画の取り組み

(1) 法人運営部門

推進目標 1

法人運営及び組織体制の充実

《現状と課題》

社会福祉法の改正により、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化等の責務が明文化されました。特に社会福祉協議会は、高い公益性が求められる社会福祉法人として、事業にかかる意思決定や業務執行に責任を負う理事会、議決機関としての評議員会等組織体制の強化を進めていく必要があります。



《目標》

新たな地域資源の把握と福祉活動への参加・協働で、地域の意見が反映される組織づくりを目指し、協議体として常に活性化が図れる運営を進めます。



《取り組み事項》

(1) 組織体制の強化

① 理事会・評議員会・委員会の活性化

- ・地域の実情に則した選出区分を研究し、理事会・評議員会等の場の活性化に努め、役員等の意見を法人運営に的確に反映させていきます。

② 役員等研修の充実

- ・計画的な研修の実施により、経営のノウハウを蓄積させ様々な意見が出やすい組織づくりを目指します。

③ 構成員・団体の把握と拡充

- ・地域資源の把握に努め、積極的に新たな構成員の参画を進め、活動の拡充を図ります。

(2) 会員制度の拡充

① 福祉推進協力員の体制整備

- ・地域に対し、本会の役割や活動への協力を求めるため、市内全域での福祉推進協力員の体制整備を進めます。

② 法人・団体会員の拡充

- ・未加入会員である法人や団体に対し積極的に働きかけ、会員加入拡充を図ります。

《現状と課題》

本会では、「ふれ愛、たすけ愛、ささえ愛のまち二本松」を地域の将来像とした、地域福祉を進めるための「第1次二本松市地域福祉活動計画」を策定し、事業を推進してきました。

平成30年度からは「第2次二本松市地域福祉活動計画」に基づく事業を推進していくこととなりますが、地域福祉の中核的な役割を担う組織であることを再認識し、現在の財政状況や職員数の推移を考慮した、効率的で効果的な事務事業へ移行するための検討が必要です。

また、社会福祉法の改正により、地域における公益的な取り組みを実施する責務が社会福祉法人に対し、明文化されるなど社会情勢に対応するための研究と体制整備が求められています。



《目標》

本会が担う役割・事業領域を明確にして、限りある資源（財源と人材）の効果的な活用により、経営環境の変化に迅速に対応していきます。



《取り組み事項》

(1) 事務局体制の強化

① 事務事業の再編と見直し

- ・本会の役割を再認識するとともに、地域ニーズの適正な把握により、事務事業の見直しを図り、効果的な事業を効率的に進めます。また、職員の業務量等を定期的に調査・測定し、職員定数管理や中長期的人員計画を策定して適正な人員配置を行います。

② 継続的改善（PDCA）サイクルの構築

- ・PDCAサイクルにより、プロジェクトチーム等の組織において、事務事業の評価を行い、業務の継続的改善を図ります。

(2) 制度転換への研究と検討

① 社会福祉法人制度見直しへの対応

- ・公益性・非営利性を確保し、地域に貢献できる法人としての体制づくりに努めます。

② 介護保険制度改正等への対応

- ・介護保険制度改正による介護報酬改定や自治体施策の動向による影響を分析し、方向性を見極め、方針を決定していきます。

《現状と課題》

平成30年3月末現在の正職員、嘱託職員の平均年齢が45.8歳となっています。それに伴い人件費も上がってきており、平成31年度から5年間でピーク期となります。そのため人材確保には、財政状況を考慮し再雇用制度も含め、慎重な見極めが重要です。また、障がい者の雇用については、近年の受託事業の増等で本会の法定雇用率が2.2%以上となっており、常時基準を満たす取り組みが必要です。

職員の資質向上にかかる研修については、目標とする職員増を定め、法人全体としての職員教育・研修体系の構築を図ります。



《目 標》

長期的な展望による人材確保と育成により、安定した経営を目指すとともに、法令遵守と法人の責務を達成する雇用に努めます。



《取り組み事項》

(1) 事業規模に則した職員の確保

① 職員配置・採用計画の策定

- ・事務事業の再編及び介護保険事業にかかる配置基準、採算性と専門性を考慮した人事・職員採用を研究し、中長期的な人事・採用計画を策定していきます。

② 再雇用制度の確立

- ・定年を迎えた職員の能力・経験の活用と生活の安定を目的として、再雇用者給与の改善及びそれに伴う業務内容について確立していきます。

③ 障がい者雇用の促進

- ・法定雇用率を遵守し、関係機関と連携しながら就労促進と業務内容の研究に取り組めます。

(2) 職員の育成と専門性の向上

① 資格取得の勧奨

- ・人材養成と確保を目的として、資格取得体系及び助成基準を整理し、専門的資格取得の推進を図ります。

② 研修体系の構築

- ・職員のキャリアパスを明確にし、それに合わせた法人全体の研修基準を整備していきます。

《現状と課題》

「心の健康づくり計画」を策定し、職員のメンタルヘルス対策に取り組んできましたが、平成28年度より実施している職員のストレスチェックにおいては、各部署間での差異がみられます。また、労働時間（休日勤務や時間外勤務）や休暇取得（年次有給休暇や特別休暇）などでも、部署毎で管理に差がみられる現状となっています。

職員の賃金や福利厚生、有期労働契約から無期労働契約への転換など、研究が必要とされる部分もあり、職員の能力・意欲向上のためにも労務管理体制の強化が重要となっています。



《目 標》

労働時間の管理徹底、有給休暇等の取得促進、メンタルヘルスなどの労務管理の強化と労働条件改善や福利厚生の充実などを研究し、職場環境の改善を推進していきます。



《取り組み事項》

(1) 法令・規則に準じた就労環境づくり

① 労働時間の管理体制強化

・休日勤務や時間外勤務など労働時間の管理体制を強化し、業務量の均衡化などから、課題の改善に努めます。

② 各種休暇の取得促進

・休暇取得がしやすい体制及び職場風土づくりで、年次有給休暇や特別休暇の活用を促進していきます。

③ 安全衛生委員会の充実

・安全衛生委員会の機能を充実させることで、職員の危険や健康障害の防止を図ります。

(2) 職員の処遇改善の研究

① 雇用体系に応じた処遇の研究・改善

・それぞれの雇用体系に応じた職員の処遇を研究し改善を図ることで職員の能力と意欲の向上に努めます。

② 福利厚生（法定福利・法定外福利）の充実

・社会保険や子育て支援等の法定福利と合わせ、助成を含めた資格取得支援などの法定外福利の充実を図り、職員の安定雇用を推進します。

《現状と課題》

社会福祉法の改正により、計算書類（貸借対照表、事業活動計算書、資金収支計算書）等の公表、社会福祉充実残額の明確化及びそれに伴う社会福祉事業への再投資などが義務付けられています。そのため、社会福祉法人会計基準を遵守し、外部への情報公開に対応する透明性のある財務運営の管理が必要となります。



《目標》

社会福祉法人会計基準を遵守し、外部に対し透明性の確保された管理で、社会的な信頼が得られる財務運営に努めます。



《取り組み事項》

(1) 適切な会計処理の推進

① 社会福祉法人会計基準の遵守

・本会経理規程及び社会福祉法人会計基準に基づき、適正な会計処理が遂行されるよう取り組みます。

② 計算書類の公表

・貸借対照表、事業活動計算書、資金収支計算書及びその附属明細書について本会ホームページを活用し公表していきます。

(2) 財務運営管理の強化

① 内部牽制体制の確立

・内部牽制の重要性と必要性を全職員で理解し、職員の意識改革を推進することで、互いにルールを逸脱しないようにチェックし合う仕組みづくりと経営の有効性・効率性の向上に努めるとともに、財務報告の信頼性を確保していきます。

② 団体会計事務のルール化

・各種団体の主体性と危機管理を促進するために、団体会計事務の取扱いを「覚書」や「事務委託契約書」等により役割を明確化し、口座残高については口座名義人と定期的に確認することなどのルール化を図ります。

《現状と課題》

法人運営や地域福祉事業にかかる補助金は、平成23年度実績額をベースとして、定額となっています。一方で新規事業の受託等が続き、職員数が増えたことに伴い、労務管理等にかかる負担は増加しています。安定した財源を確保するために本会の組織・事業の整理見直しを行い、市との調整を図る必要があります。

介護報酬等の自主財源については、管内サービスの充足性が高まり、平成27年度以降収入は減少しています。市の第7期介護保険事業計画において、平成31年度頃から本会の実施している介護保険事業のサービス量は増加する見込みであり、その占有率を高める必要があります。また、利用者の確保と合わせてコスト削減による採算性の確保のための財務分析と把握が重要となります。

地域福祉事業の財源である会費や共同募金などは、使いみちに関する説明を積極的に行い、市民の理解を求める必要があります。また、基金の効果的な活用が検討課題にあげられます。



《目標》

経営管理体制の強化により中長期的な財政計画を策定し、公費確保のルール化や自主財源の確保など、継続的・安定的な財務運営に取り組んでいきます。



《取り組み事項》

(1) 安定した財源確保と活用

① 公費財源の確保とルール化

- ・市民の理解を得る事業展開から、公費補助の根拠を明確にして、長期間にわたり安定した財源確保のルール化を目指します。

② 民間財源の拡充とPRの強化

- ・市民や企業への説明機会を設け、理解を求めるとともに、新たな社会資源への働きかけで会費や共同募金などの民間財源の拡充に努めます。

③ 効果的な基金・繰越金の運用

- ・明確な使途を定め、地域貢献につながるより良い方法で活用できる運用を図ります。

(2) 経営管理体制の充実

① 財務指標による財務分析・把握

- ・収益率向上を図るため、部門別に財務分析を実施し、全職員が経営状態を把握することで、共通の認識をもって健全な事業展開が図れるように努めます。

② 自主財源（介護報酬等）の採算性確保

- ・一定の採算性の確保のため、新規利用者の拡充やコスト削減に積極的に取り組み、経営改善に努めます。

(2) 地域福祉活動推進部門

推進目標 1

地域を支える人づくり

1. 地域福祉の意識づくり

《現状と課題》

二本松市では、少子高齢化社会の進行などにより地域課題が多様化する中、地域での交流が減少し、人と人とのつながりが弱くなりつつあり、日常生活で支援が必要な人との関わり方や地域の困りごとなどに無関心な人が増えている状況にあります。第2次地域福祉活動計画策定に伴う団体ヒアリングにおいても認知症、障がい者、子育てで悩んでいる方などの理解が進んでいない事から交流の機会を日頃からつくる必要があるとの意見がありました。地域には様々な支援を必要とする人がいるということを知ってもらうなど身近な問題として捉えることはとても大切です。地域に暮らす一人ひとりの課題を「我が事」として、お互いに理解し、支え合う地域づくりが求められています。



《目 標》

地域の団体や福祉事業所の活動において、地域住民が担い手とともに取り組む活動を促進し、多くの方に参加を促すことで、福祉への関心をより高めます。

住民同士が地域課題について、話し合い共有し合える場づくりを行い、課題解決に向けた主体的な活動を推進します。



《取り組み事項》

(1) 市民の福祉意識の醸成

- ① 住民同士が自分の住む地域の課題について、話し合い情報を共有し合える場づくりを行います。
- ② 地域の福祉課題の解決策を住民とともに考えます。
【具体的な事業】 ・ 地区住民懇談会
・ 地域福祉活動研修会
- ③ 福祉施設や福祉団体が開催するイベント等の周知に協力します。
【具体的な事業】 ・ 社協だより
・ ホームページによる地区イベントの掲載
・ 社協事業での地区イベントちらしの配布

(2) 生涯を通じた福祉教育の推進

- ① 社会資源を活用しながら、学校や企業・団体等からの要請に応じ福祉について学ぶ機会を提供します。
- ② 積極的に福祉教育を行う学校を支援します。
- ③ 幼少期から様々な立場の方と触れ合える環境づくりを考えます。

【具体的な事業】 ・福祉教育出前講座

- ④ 福祉教育に取り組む学校と情報交換を行うとともに地域とのつながりの中で連携した取り組みを推進します。

【具体的な事業】 ・福祉教育推進者セミナー

2. 地域福祉の担い手の育成

《現状と課題》

地域福祉に関する市民アンケート結果によると、ボランティアの参加状況について47.3%が「ボランティアに参加したことはない」と回答しています。一方、参加経験のある人の経験したボランティア内容について、「子どもの登下校の見守り活動」（9.7%）や「福祉施設などでのボランティア活動」（5.7%）、「災害発生時におけるボランティア活動」（2.9%）といずれも1割未満と少ない状況になっています。

地区懇談会や団体ヒアリングにおいては、各種団体活動における担い手不足やボランティアの活性化への取り組みの必要性に関する意見が数多くありました。

そのような事からあらゆる世代に福祉意識を学ぶ機会を提供し、地域福祉を担う人材の確保やリーダーの発掘・育成を推進する必要があります。



《目 標》

地域福祉活動を担う人材を増やすため、福祉教育や人材育成に取り組みます。また、地域団体への参加を促進し、担い手の発掘・育成に努めます。



《取り組み事項》

（1）ボランティア活動者の育成

- ① 福祉活動の担い手を養成するための講座を開催します。
- ② ボランティア活動に関する情報を集め、住民の興味のある活動への参加促進を図ります。
- ③ 福祉団体や事業所等が開催する講座の周知に協力します。

【具体的な事業】 ・市民ボランティア講座
・サマーショートボランティアスクール事業

（2）活動主体の発掘・育成

- ① 講座や各種事業等への参加者から、リーダーとなれるような人材の発掘に努めます。

1. 小地域活動の推進

《現状と課題》

地域福祉に関する市民アンケート結果によると、町内会・行政区への未加入者は3.8%、未加入の理由は「特に不便を感じない」(38.7%)、「行事への参加ができないから」(29.0%)となっています。また、地域への関わり方をみると、「住んでいる地域に特別な愛着や関心はないが、最低限の付き合い・関わりは持ちたい」(31.0%)が最も多く、次いで「地域のしきたりや習慣に従って、できるだけ関わりを深めたい」(26.2%)、「地域の生活課題や問題は、住民と行政が一体となって解決する方が良いと思う」(26.0%)となっています。

二本松市では、少子・高齢化が進む中、地域で活動している団体の会員減少や後継者不足が課題となっています。また、制度では解決できない生活課題（買い物・通院・ゴミ出し・雪はきなど）に関する支援が必要な方が増えており、地域で支え合い・解決するしくみづくりが求められています。また、地域において、気軽に交流できる住民の主体的な活動が増えてきており引き続き活性化に取り組む必要があります。



《目 標》

身近な地域で、課題解決に向け住民同士が支え合い、解決するしくみづくりを行うとともに、活動を支援するため専門職との連携を進めます。

気軽に交流できる住民同士の居場所づくりと活性化に取り組めます。



《取り組み事項》

(1) 地区社協活動の推進

- ① 住民の理解が得られるように地区社協活動の周知に協力します。
- ② 住民が主体的に活動に取り組めるよう活動への相談や情報提供、人材育成等の支援を行います。
- ③ 地区社協未設置の地区に働きかけ、組織化を支援します。
- ④ 第2次地域福祉活動計画に定めた地区の活動計画に沿って、課題の解決に向けた取り組みを住民とともに考えます。

- 【具体的な事業】
- ・ 地区別活動計画の推進
 - ・ 地区社協未設置地区への設置推進
 - ・ 地区社協活動支援
 - ・ 地区社協助成事業

(2) 住民交流の場の充実

① 地域の方が気軽に参加できる集いの場として「いきいきサロン」活動を推進します。

- 【具体的な事業】
- ・いきいきサロン設置支援
 - ・いきいきサロン活動費助成

② 地域交流の場の把握に努めるとともに市民への情報提供を行います。

2. ボランティア活動の活性化

《現状と課題》

地域福祉に関する市民アンケート結果によると、参加したことがあるボランティア活動は「趣味などのサークル活動」「スポーツ団体の活動」「老人クラブの活動」が1割を超えています。また、「参加したことはない」が47.3%と高い状況です。また、参加してみたい活動を見ると、「災害発生時における現地活動（炊き出し・ガレキ処理・話し相手など）」「環境美化に関する活動（自然愛護や美化活動、リサイクル運動など）」が2割を超え、参加しやすい条件として「時間的にゆとりができれば」（48.9%）が最も多く、次いで「活動の日時や場所の都合が付けば」（44.3%）、「自分の趣味関心・特技にあっていれば」（40.9%）が4割を超えています。

高齢化の進行や社会情勢の変化等によって、福祉の必要性が高まっている一方で、福祉への関心は十分ではないため、地域福祉についての周知・啓発に取り組むとともに、福祉活動のきっかけづくりを行い、福祉ボランティア活動に意欲的な住民を、個別的に把握し、養成研修への参加に導く仕組みづくりを構築することが必要です。また、地域や福祉事業所、団体などがボランティア活動の参加や受け入れを積極的に行い活動の活性化を促進する必要があります。



《目 標》

ボランティアセンターにおいて、ボランティア活動のコーディネート（相談・情報収集・提供・調整・紹介等）の充実を図り、活動プログラムの開発や人材育成、広報・啓発等運営強化に努めます。



《取り組み事項》

(1) ボランティアセンターの機能充実

① ボランティアコーディネーターを配置し、ボランティアセンター運営の充実に努めます。

② ボランティア活動に必要な情報の提供やニーズの発掘に努めます。

- 【具体的な事業】
- ・ボランティアセンター設置事業

③ 市民や機関・団体の参加と協働によるボランティアセンターの運営を行います。

- 【具体的な事業】
- ・ボランティアセンター運営協議会

3. 団体・組織活動の推進と連携強化

《現状と課題》

二本松市内では、自治会、婦人会、老人クラブ等地縁組織において、会員減少や役員等の後継者不足などの課題を抱えながら活動している団体も数多くあります。地区懇談会においても全ての地区で課題となっており深刻な状況となっています。

課題を解決するためには、世代を超えてお互いの活動を知る機会をつくり、地域の様々な団体がお互いに連携し、解決を図る必要があります。



《目 標》

身近な地域において団体間の課題を話し合う機会をつくとともに課題解決に向けた団体間の連携強化に努めます。



《取り組み事項》

(1) 団体・組織の活動推進

- ① 地域の課題解決に取り組む団体への支援（活動に対する相談、情報提供、財源支援等）を行うことにより福祉活動の活性化を図ります。

【具体的な事業】

- ・福祉推進団体助成事業
- ・福祉団体支援活動

(2) 団体同士の情報共有・連携強化

- ① 団体同士の情報・意見交換の場をつくり、団体活動の活性化や団体間の連携を図ります。

【具体的な事業】

- ・団体・機関等との懇談会
- ・いきいきサロン連絡会
- ・地区社協情報交換会
- ・ボランティア連絡会

1. 安全・安心な地域づくり

《現状と課題》

地域福祉に関するアンケート結果によると、助けを必要とする支援で「声掛け等の安否確認」「心配ごとや悩みの相談相手」が2割を超えており、隣近所のできる支援として「緊急の場合に手伝いをする」(59.9%)、「話し相手をする」(46.2%)が高くなっています。また、地域の問題点としては、道路の除雪や整備を2割～4割の方があげています。近隣とのつながりや日常的な交流が減少している中、一人暮らしの高齢者が増えてきており、認知症高齢者の実態など要援護者を地域で把握することが難しい状況となっています。誰もが安心して、住み慣れた地域の中で暮らしていくためには問題を予防するとともに、早期に発見し・話し合い・解決する仕組みが必要となっています。



《目 標》

地域で孤立している方々を地域で把握するシステムづくりを行うとともに課題がある場合は、早期に専門機関につなげる連携体制をつくります。

また、権利擁護など安心して生活できる仕組みの充実や生活困窮者など複雑な課題に対する相談や自立に向けた生活支援の充実を図ります。



《取り組み事項》

(1) 見守り活動の推進

- ① 災害時要援護者避難者支援制度と連携しながら、民生委員や地区社協等とともに日頃からの見守り活動を推進します。

(2) 権利擁護事業の推進

- ① 日常生活自立支援事業（あんしんサポート）から成年後見制度へのスムーズな移行支援、更に制度利用支援（市長申立代行、任意後見、法人後見申立支援）に向けた連続的一体的な権利擁護体制を自治体と協働で整備します。

【具体的な事業】 ・日常生活自立支援事業（あんしんサポート）の更なるサービスの質の向上
市と協働による権利擁護センター等の体制整備に向けた調査・研究と準備。更に社協内部で法人後見受任に向けた協議を詰めていきます。

- ② 日常生活自立支援事業（あんしんサポート）を支える生活支援員の人員確保及び育成に努めます。

【具体的な事業】 ・生活支援員連絡会の機能充実
支援員の適任者確保に向けて、関係部局への働きかけを行います。

す。

(3) 生活困窮世帯等への支援

- ① 生活困窮世帯を対象に、生活の維持と安定を図るため、貸付制度の運用に取り組むとともに緊急を要する場合に人道的観点から食料等の確保に関する支援を行います。

【具体的な事業】

- ・生活福祉資金貸付事業
- ・生活援助資金貸付事業
- ・小口援助資金制度
- ・緊急時食料品等給付事業

- ② 経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人が、困窮状態から早期に脱却し、自立できるよう自立相談事業に取り組むとともに包括的な支援の構築に向け、地域や関係機関と協働で取り組みます。

【具体的な事業】

- ・自立相談支援事業の受託運営
- ・体験的就労支援体制の実施
- ・ケース会議の参加
- ・就労体験事業所やボランティア活動受入先の開拓

2. 災害時におけるボランティア活動の強化

《現状と課題》

災害時や緊急時など、いざという時に安心できる体制や支援が繋がっていることは、地域で自立した生活を送る上で不可欠です。有事の際の避難対策並びに災害後の生活支援対策でも、要援護者及び地域住民との日頃の日常的な交流の重要性が浮き彫りになっており、災害に強いまちづくりを推進するとともに、緊急時における災害ボランティアセンターの設置運営に向けた体制の充実を図る必要があります。



《目 標》

有事の際に災害ボランティアセンターが円滑に運営されるよう、日頃から関係機関・団体との連携に努めます。



(1) 災害ボランティアセンターの体制づくり

- ① 災害ボランティアセンターが円滑に運営されるよう、日頃から関係機関・団体との連携を図ります。

【具体的な事業】

- ・福祉救援ボランティア連絡会議

- ② 災害ボランティアセンターの役割について市民の理解を得られるよう周知に努めます。

【具体的な事業】

- ・福祉救援ボランティア講座
- ・福祉救援ボランティアマニュアルの周知・啓発

1. 相談・支援体制の整備

《現状と課題》

地域福祉に関する市民アンケート結果によると、暮らしの中で感じる悩みや不安は「自分や家族の健康に関すること」(52.9%)が最も多く、次いで「生活費など経済的問題」(30.9%)、「介護に関すること」(29.6%)となっています。また、相談や手助けの相手を見ると市役所・関係団体と回答した方は2割に満たない状況です。

生活課題や問題が複雑・多様化し、問題を抱えた住民がどの相談機関に聞けばよいのか分からないといったケースが多くあります。また、日常生活において情報は溢れているようにみえますが、いざとなると入手する方法を知らなかったり、どの情報を取捨選択してよいのか分からないという問題も起きています。

身近な相談窓口として個別アプローチを行い、行政をはじめ関係機関・団体等とのつなぎ役となるコミュニティソーシャルワーカー(CSW)の重要性が増していることから、CSWによる相談支援体制の充実を図る必要があります。



《目 標》

地域の身近なところで気軽に相談や情報交換ができる場を住民に広く周知し、活用を呼びかけるとともに住民の相談をそれぞれの機関・団体が受け止め、専門機関につなぐ役割を充実させます。

社協の「心配ごと相談所」については、住民の身近な相談所として、適切な助言と援助を行うとともに関係機関との連携により問題解決に努めます。



《取り組み事項》

(1) 相談・支援体制の整備

- ① 民生児童委員及び社協担当職員を相談員として委嘱し、各地区において、市民の身近な相談所として、適切な助言と援助を行うとともに、関係機関との連携により問題解決に努めます。また、来談できない方等に対する「出張相談」を実施します。

【具体的な事業】

- ・心配ごと相談所の開設及び実施方法を検証して運営強化に努めます。
- ・出張相談の実施。

- ② 相談者のニーズに則した専門相談(弁護士、司法書士)体制をとるとともに継続相談や困難ケースにおいて、必要に応じて「ケース会議」を開催し、関係機関に繋げます。

【具体的な事業】

- ・専門相談との連携(法テラス)

- ・専門相談所の検討・実施
- ・ケース検討会の実施
- ・地域包括ケアシステムとの連動

2. 情報提供機能の充実

《現状と課題》

地域福祉に関するサービス利用者のアンケート結果によると、福祉サービスや社会保険制度の改正などに関する情報の入手方法は「市の広報紙・ホームページ」が4割を超え最も多くなっています。また、地域での助け合いや支え合い活動の輪を広げるために今後重要なことは、「地域で行っている様々な活動内容について情報提供を充実する」（36.0%）が最も多く、福祉サービス利用者や、市民ともに、市が取り組むべき施策として「保健福祉に関する情報提供や案内の充実」をあげている方は約1割となっています。

利用者が適切な福祉サービスを選択することができるよう、日頃から、社会福祉施設等、福祉サービス事業者との連携を図り、その人にあった福祉サービスの情報を速やかに提供することができる体制づくりが必要となります。



《目 標》

福祉事業所や関係機関・団体が連携して、広く伝わりやすい福祉サービスの情報提供に努めます。



《取り組み事項》

（1）情報提供機能の充実

- ① 社協の各種事業への理解と地域の福祉情報の提供を目的として、分かりやすく、親しみやすい広報活動を実施します。

- 【具体的な事業】
- ・広報紙「にほんまつ社協だより」の継続発行（プレゼントコーナーの充実、地域活動の紹介、読者モニター募集も検討）。
 - ・社協ホームページの効果的な運用。

3. 福祉サービス体制の整備・強化

《現状と課題》

少子高齢化や核家族化、価値観の多様化の進行とともに、介護不安や、社会的虐待など、地域における生活課題や福祉に対する住民のニーズは多様化・深刻化しており、これまでのように公平・均一なサービス提供だけでは、そのニーズに応えることが困難であることから各組織の情報共有や、分野別に行われている福祉サービスの連携が必要となります。また、制度では解決できない課題に対しては、共同募金や社会福祉法人の公益的な取り組みなど地

域福祉に活用する民間財源の確保により、取り組みを充実させる必要があります。



《目 標》

地域構成員（住民・関係機関・団体等）が地域の課題について話し合い解決する場をつくとともに、地域構成員の更なる参加・協働を促進します。地域福祉活動への理解を促進するとともに財源の確保に努めます。



《取り組み事項》

（１）福祉サービス提供体制づくりの強化

- ① 住民・関係機関・団体・地域、社協、行政が一体となって地域福祉活動を推進します。

【具体的な事業】 ・第２次地域福祉活動計画の推進。
地域福祉推進委員会を設置し、第２次地域福祉活動計画の進捗状況に関する評価・検証・見直しの協議・検討を行います。
・市地域福祉計画との連携

- ② 地域構成員（住民、関係機関・団体等）が地域の課題について話し合い解決する場をつくとともに、地域構成員の更なる参加・協働を促進します。

【具体的な事業】 ・地区住民懇談会
・団体・機関との懇談会
・ボランティア運営委員会
・福祉救援ボランティア会議
・支援調整会議
・ケース会議 等

- ③ 公益的な取り組みを推進します。

（２）福祉活動の財源確保の充実

- ① 社協活動への理解を促進するとともに地域福祉活動に対する財源確保に努めます。

【具体的な事業】 ・会員増強運動推進
・地域福祉事業へ寄附金の活用

- ② 共同募金委員会と連携し、募金運動の活性化を図るとともに地域福祉活動の財源確保に努めます。

【具体的な事業】 ・共同募金委員会との連携及び協力
・赤い羽根共同募金運動の推進（１０月～１２月）
・歳末たすけあい募金運動の推進（１２月）

(3) 在宅福祉サービス部門

推進目標 1

サービスの資質向上による利用者の拡充

《現状と課題》

本市では、今後も高齢者人口、高齢化率ともに増加傾向にあり、要支援・要介護認定者数も増加すると考えられ、それに伴いサービス量も増える見込みとなっています。

そのような状況から、本会としてもサービスの資質向上を図りながら、地域で選ばれる事業展開を行うため、適切な運営と雇用の確保に努めます。

《目 標》

良質なサービス実施を目指し、地域や他職種との連携強化を図りながら、地域のニーズに合わせた総合的な支援とサービス提供を行います。

《取り組み事項》

(1) サービスの資質向上

① 利用者のニーズ把握や評価により適切なサービス対応の実施

・利用者等のニーズ把握や定期的な業務評価に取り組み、利用者や家族に寄り添った質の高いサービス提供を図れるように努めていきます。

② 情報の共有と連携強化による支援体制の確立

・他職種（各部署・関係機関等）との情報交換やリスク管理等の情報共有を図り、総合的なサービス支援体制を確立していきます。

(2) サービスにかかる人材確保と育成

① サービス提供維持、向上のための人材確保

・サービス提供維持、向上のため、必要な人材の確保に努めます。また、更新の必要な資格については、更新を計画的に実施していきます。

② 組織力の向上に向けた人材育成の推進

・常に自己研鑽に努め、内部研修等を含め技術習得の機会を増やし、職員間での技術の共有を図り、組織として良質なサービスを提供できるよう努めます。
・助成金制度の活用により、資格取得を奨励します。

(3) 地域への情報提供とサービス利用体制の強化

① 市民、関係機関等への効果的な情報提供

・社会福祉協議会としての特性を活かし、市民や関係団体（民生委員等）との交流を図る機会を持ち、サービス情報提供と理解を求めていきます。

② 関係機関との連携によるサービス利用体制の強化

・医療機関や各事業所との連携を強化し、定期的な利用状況等の情報提供により、安心したサービスの提供と利用受け入れに努めていきます。

《現状と課題》

介護報酬の改定に応じて、職員体制の整備や有資格者の確保により業務改善を図り、安定した事業の運営が図れるように努めてきましたが、近年、管内の事業所の増加等により、利用回数等が安定せず、収入面では伸び悩みがみられます。

部署間での連携強化を図りながら事業の経営分析を行い、安定した事業運営を行う必要があります。



《目標》

事業所毎に経営を分析し、社協全体として職員の適切な配置計画を整備し、事業展開を図ります。また、一定の採算性の確保のため、業務の効率化や経費削減にも積極的に取り組んでいきます。



《取り組み事項》

(1) 効果的な事業所運営の推進

① 経営状況の把握と分析の強化

- ・継続的な経営状況の把握や事業の分析を行い、介護保険の動向を見据え安定した経営が図れるよう定期的な見直しを実施します。

② 業務効率化に向けた見直しと改善

- ・継続的に業務の見直しと改善を図り、利用者の安心・安全に努めます。
- ・老朽化した施設・設備の環境整備や車輛の更新を計画的に進めます。

(2) 職員配置の適正化と支援体制の強化

① 適正な職員配置の研究と確立

- ・加算取得に応じた有資格者（看護職員、介護支援専門員、介護福祉士等）の確保による職員体制の強化を図ります。
- ・必要な資格所持や配置基準を遵守し、スムーズな業務遂行がなされるような人員体制を確立します。

② 部署間での支援体制強化

- ・休日勤務による代替えや利用者の送迎など、部署間の連携と支援を強化します。
- ・各部署の問題点を共有するとともに、部署間での体制支援をすることで、サービスの効率化を図ります。

《現状と課題》

平成30年度には「介護保険制度改正」があり、二本松市においては、第8次高齢者福祉計画及び第7次介護保険事業計画が策定されます。その内容は、本会が実施している在宅福祉サービスに関する施策が含まれていることから、今後の事業展開に影響することになります。

本会として、新たな施策等の情報収集に努め、内容を分析するとともに、社協全体として取り組むべき方針を確立していく必要があります。



《目 標》

制度改正の社会的な動向や、二本松市の高齢者福祉計画を踏まえ、本会の実施事業の影響や担うべき役割、新たに必要となる取り組みを分析し、方向性を確立していきます。



《取り組み事項》

(1) 制度改正等への研究・分析と円滑な対応

① 介護保険制度改正に対する研究と円滑な対応

- ・ 3年毎に見直しされる介護保険制度改正や高齢者福祉計画による本会実施事業への影響や新たに必要とされる取り組みを研究し、組織体制づくりや介護保険事業の将来の方向性を検討しながら、円滑な対応に努めます。

② 二本松市福祉計画の分析と方針の確立

- ・ 二本松市で作成している高齢者福祉計画や介護保険事業計画の内容を分析し、本会が担う役割を社協全体として検討し確立していきます。

《現状と課題》

近年、様々な生活課題を抱える利用者・家族が多く、地域からのニーズも多様化し、介護保険制度や各種福祉サービスだけでは課題への対応が難しく、総合的な支援が必要となっています。

市や他事業所との連携を図りながら、地域包括ケアシステムの構築に向け、今後も住みなれた地域で生活するために必要とされるサービスや活動の把握と研究が必要となります。



《目 標》

地域での自立した生活が継続できるように利用者個人のニーズに則した対応に心掛け、より地域に根差したサービスの拡充に努めます。



《取り組み事項》

(1) 介護予防・生活支援・家族介護支援サービスの拡充

① 利用者の能力・機能を活かしたサービスの強化

- ・在宅で介護支援をスムーズに進めていくことができるように、地域包括支援センターと連携強化を図ります。
- ・利用者個々の能力や機能を活かし、自立支援の強化を図るためのサービスや活動を支援します。

② 利用者・家族からの相談窓口の拡充

- ・各事業所の相談窓口の拡充により、利用者・家族の相談等を受付し、本会として職員間・部署間の連携強化により、多様な相談対応への充実を図ります。
- ・地域包括支援センターの設置により、利用者・家族も含めた地域の相談に対応できるような要望・課題の把握に努めます。

(2) 個別ニーズの把握

① 地域でのニーズの把握

- ・地域ケア会議の開催により、地域で生活するための課題の分析を行います。
- ・サロンなどと連携し社会資源の発掘と地域住民の力を見出し、地域として支えていく体制づくりを進めていきます。

② 地域支援事業の開拓

- ・相談支援体制により地域が安心できる生活環境を保てるように、地域や市民の力の発掘に努めます。

(1) 民間財源

《現状と課題》

- ・一般会員会費については、区費等による一括納入が殆どであり、応納世帯による目標数をほぼ達成している状況となっています。そのため、引き続き市民への理解と協力を求め、加入率の維持に努めていくことが重要となります。
- ・法人・団体会員会費は減少傾向にありますが、新たに企業やサービス事業所等が開設され、新規加入の働きかけで、会員数・会費額の増加が見込まれます。
- ・寄附金は、寄附者の意向やそれぞれの地域性から、例年一定額以上の受入実績となっています。社会福祉法人の地域貢献活動が義務化されていることから、より有効的な方法で、地域に還元していくことが必要となります。
- ・共同募金配分金は、震災以前と同様の実績状況となっており、目標額を上回る収入となっています。共同募金は、使い道や集める額を目標額として定めて募金を募る「計画募金」であることから、今後も共同募金委員会と協働で、必要とされる事業の計画とそれにかかる募金額の確保が必要となります。



《目 標》

① 会費収入

- ・各種会合への出席や福祉推進協力員の体制整備により、市民への十分な説明で理解を求め、一般会員の加入率の維持に努めていきます。
- ・新たな地域資源（新設された企業やサービス事業所等）の把握で、会員加入の働きかけを進め、法人・団体会員の拡充を図ります。

② 寄附金収入

- ・随時寄附を受付し、透明性を確保した管理と効果的な活用で、寄附者の意向を尊重した地域への還元をしていきます。

③ 共同募金配分金収入

- ・本会与共同募金委員会とが連携し、「二本松市共同募金推進計画」による共同募金活動を進め、必要とされる地域福祉活動財源の確保に努めていきます。

(2) 公費財源

《現状と課題》

- ・補助金による人件費補助は、平成23年度の補助額を基準として、定額制となっており定期昇給や職員の配置変更などで、負担が増える状況となっています。また、本市においても合併特例期間の終了で、行財政の見直しが図られることから、補助金のルール化を図るなど安定した財源確保のため、二本松市との調整の時期となっています。
- ・受託金は、新規事業、利用者数・サービス量などの増加で、毎年増額の推移となっています。継続して質の高いサービスを提供することで、市民から信頼される経営を実施していくことが重要となります。



《目 標》

- ・社協運営に対する公的補助の必要性への理解を求めため、社協が担うべき役割の明確化と適正な人員配置や事務事業を研究し、二本松市と調整しながら今後の方向性を定めていきます。また、社協の特性を活かし、多様な社会資源を活用しながら、地域における公的福祉サービスの実施主体として、受託事業の質の高いサービス提供と効率的な事業展開で、安定した運営に努めていきます。

(3) 自主財源

《現状と課題》

- ・自主財源は、介護保険事業収入と障害福祉サービス事業収入とに大きく分けられ、収入状況は、平成27年度の報酬改定による影響と利用者の減により減少傾向となっております。
- ・介護保険や障害者福祉サービス等の制度・報酬単価は、3年毎に大きな改定が行われ、都度、本会で実施しているサービス事業の見直しや体制整備で、各制度に則した介護サービスを提供してきました。
- ・平成30年度には、制度の改正や報酬単価が改定されることから、それぞれのサービス収入に与える影響を分析し、財政計画に反映させることが必要となります。
- ・新たに開設された事業所、施設もあり、管内における介護保険サービスは、充足されてきています。大幅な利用者拡大は困難なことから、利用者の安定確保が課題となります。



《目 標》

- ・制度改正や報酬改定による本会が実施する各種サービス事業への影響を分析し、各事業ごとの損益分岐を定め、一定の採算性を確保した中長期的な計画で、目標とする収入額の確保に努めます。また、多様なサービスとの連携と良質なサービスの提供で、利用者の確保に努めるとともに、地域で必要とされるニーズへの対応を図るため、サービス拡充に向けた研究と検討を進めていきます。

(4) 事業活動による支出

《現状と課題》

- ・ 人件費は、サービス拡充による勤務体制の変動や定期昇給などにより、上昇が続いています。予測の推移から、平成31年度から5年間でピーク期となる見込みであることから、職員の勤務体系や採用計画などの検討で、経費額の肥大化を抑制することが重要となります。
- ・ 事務事業に係る経費は、コスト意識を持って経費削減に取り組んできました。引き続き経費削減に努めるとともに、財務分析による効果性の高い経費充当の方法を研究し、効率的に事業運営を図る必要があります。



《目 標》

- ① 人件費については、サービス水準の維持を前提とした事務事業の見直しや部署間の協力体制強化で、より有効的な勤務体系の構築と職員採用時期の的確な見極めで、必要最小限の経費支出を目標とします。
- ② 事業運営に係る経費については、引き続き、削減に努めるとともに、財務分析による効果性の高い経費充当の方法を研究し、全職員の共通認識で財政の安定を図ります。

(5) 基金の運用管理

《現状と課題》

- ・社会福祉基金は、社会福祉の増進に要する資金に充てるため、受付した寄附金を元資に積立をしています。第3次計画期間中は、地区社協支援助成事業、非常持ち出し袋配布事業等において、取崩し活用してきました。今後は、「第2次地域福祉活動計画」に則して、より具体的な用途を定め、計画的な運用を図ることが必要となります。
- ・介護保険事業安定化基金は、第2次発展強化計画により、当期活動収支差額の約30%を目安として積立を行ってきましたが、第3次発展強化計画期間中においては、当期活動収支差額を法人運営部門、地域福祉活動部門への繰り入れをしたため積立は行いませんでした。社会福祉法の改正により社会福祉充実残額の明確化が義務付けられていることから用途の目的と適正な保有額を検討していくことが、説明責任を果たす上でも重要となります。
- ・平成24年度に多額寄附を受納し、社会福祉施設整備基金を創設しました。平成29年度において、訪問入浴車両及びデイサービス送迎車の更新に活用しています。



《目 標》

- ①社会福祉基金は、本会の地域福祉事業の実施に充てる資金として、引き続き拡大に努め、地域福祉活動計画や新たに発生した地域の課題に対する取り組みに対し、計画的な財源化で積極的な活用を図っていきます。
- ②介護保険事業安定化基金は、関係法令に基づいた事業の安定運営を図る上で、必要とされる保有額と社会福祉法人として非課税扱いにふさわしい地域貢献への活用を研究し、社会的に理解の得られる運営を推進していきます。
- ③社会福祉施設整備基金は、寄附者の意向を反映させ、より良い地域への還元方法を検討し、透明性のある運用計画を確立していきます。

(6) 固定資産の管理

《現状と課題》

・車両運搬具は、平成29年度現在、車両30台を所有（リース車両他23台、市貸与2台）し、管理を行っています。車両購入のほとんどは、民間助成制度の活用や団体等の寄附により整備を進めてきましたが、近年は、社会福祉法人に対する助成制度の減少や維持管理に係る経費削減を理由として、リース車両への移行を進めています。

平成29年度中、2件の公益財団法人からの補助があり、訪問入浴車両を2台更新しています。リフト付車両や訪問入浴車両などの特殊車両については、購入価格・リース価格ともに高額なため適正な更新時期の見極めが難しく、万が一の故障等によりサービスへの影響が懸念されます。そのため、適正な更新時期の見極めと財源確保が課題となっています。

・器具・備品については、耐用年数が経過し、老朽化や破損が激しいものがあり、状態に応じて整理を行っています。



《目 標》

①固定資産の取得については、民間助成制度の利用を基本として財源を確保し、必要数の所有に努めていきます。また、車両については、的確な更新計画を作成し、長期的な視点で適切と判断される場合は、ファイナンスリースの活用を積極的に推進していきます。

②固定資産の管理については、常に保全場所・状況を把握し、故障や老朽化などで、各種サービス提供に影響がある物は、十分なメンテナンスと早期の更新等による対応で、適切な運用管理に努めていきます。

(7) 長期財政計画（平成30年度～平成39年度【2027年度】）

社会福祉協議会は、公益性の高い非営利・民間の福祉団体であり、このような特性から、公益性に根ざした事業活動を可能とするために、適正な収益を確保し、安定的な財務基盤を確立することが重要となります。

また、法人の事業運営を法令、定款等に従って計画的かつ効率的に行うとともに、法人の経営状況と財務状況を正確に把握し、透明性の高い財務管理が求められていることから、中長期的な財政計画を立て、健全な財務基盤の安定を確保していきます。

① 民間財源の積算

1) 会費収入

平成30年度予算額を基本に、「二本松市人口・世帯数統計」の推移による、人口の減少と世帯数の増加や法人・団体会員の増減見込みを加味して算出した結果、固定額による推計で計上しました。

2) 寄附金収入

寄附者の意向によるもののため、適正額を見積もることが困難なことから、平成30年度予算額で固定し、推計しました。

3) 共同募金配分金収入

平成30年度予算額を基本に、「二本松市人口・世帯数統計」の推移による、人口の減少と世帯数の増加見込みや各種募金の実績推移を加味して算出した結果、固定額による推計で計上しました。

② 公費財源の積算

1) 補助金収入

現在、交付を受けている補助金については、平成30年度予算額で固定し、推計しました。

2) 受託金収入

県社協や二本松市から、現在委託を受けている事業を基本として、人件費額の増加や利用者数の増減見込みなど増加率を算出し、推計しました。

③ 自主財源の積算

1) 介護保険事業収入

平成30年度予算額を基本として、実績推移や介護報酬改定内容、市の介護保険事業計画に定めた計画値、またそれに対する本会の占有率などを加味し、推計しました。

2) 障害福祉サービス事業収入

平成30年度予算額を基本として、実績推移や障害福祉サービス等報酬改定内容を加味して算出した結果、固定した報酬額で推計しました。

④ 基金取崩の積算

地域福祉活動事業の財源として活用するため、毎年度、社会福祉基金を予算化し、必要額を推計しました。また、平成31年度、平成32年度【2020年度】、平成33年度【2021年度】、平成35年度【2023年度】、平成37年度【2025年度】とそれぞれに介護保険事業における特殊車両（訪問入浴車・デイサービス送迎車）の更新経費額を見込み、加算しました。

⑤ 人件費支出の積算

今後10年間の職員の推移から、正職員の退職者については、嘱託職員としての再雇用を前提とし、再雇用終了から新規職員採用者分を加算した人件費額を積算しました。また、臨時職員や非常勤職員については、正職員・嘱託職員数の増減による稼働見込み額を算出し、推計しました。

⑥ 事業費の積算

介護保険事業や各種受託事業のサービス提供量の増減に伴い、事業に係る経費の増減見込みから増加率又は減少率を算出し、推計しました。

⑦ 事務費の積算

平成30年度予算額を基本として、人員の増減や年度別実績に基づき平成33年度【2021年度】まで1%程度の増加率で推移し、以後、固定額による推計で計上しました。

⑧ 助成金支出の積算

平成30年度予算額を基本として、地区社会福祉協議会支援助成金や福祉活動団体等への助成金交付額を見込み、算出した結果、固定額による推計で計上しました。

⑨ その他の支出の積算

年度毎に「嘱託職員退職手当積立金規程」に基づいた積立金を推計し、加えて平成31年度、平成32年度【2020年度】、平成33年度【2021年度】、平成35年度【2023年度】、平成37年度【2025年度】それぞれに特殊車両の更新経費を計上しました。

⑩ 基金積立の積算

社会福祉基金については、引き続き、寄附金を積立することとし、予算額を基準として年度毎に寄附金収入額を推計しました。

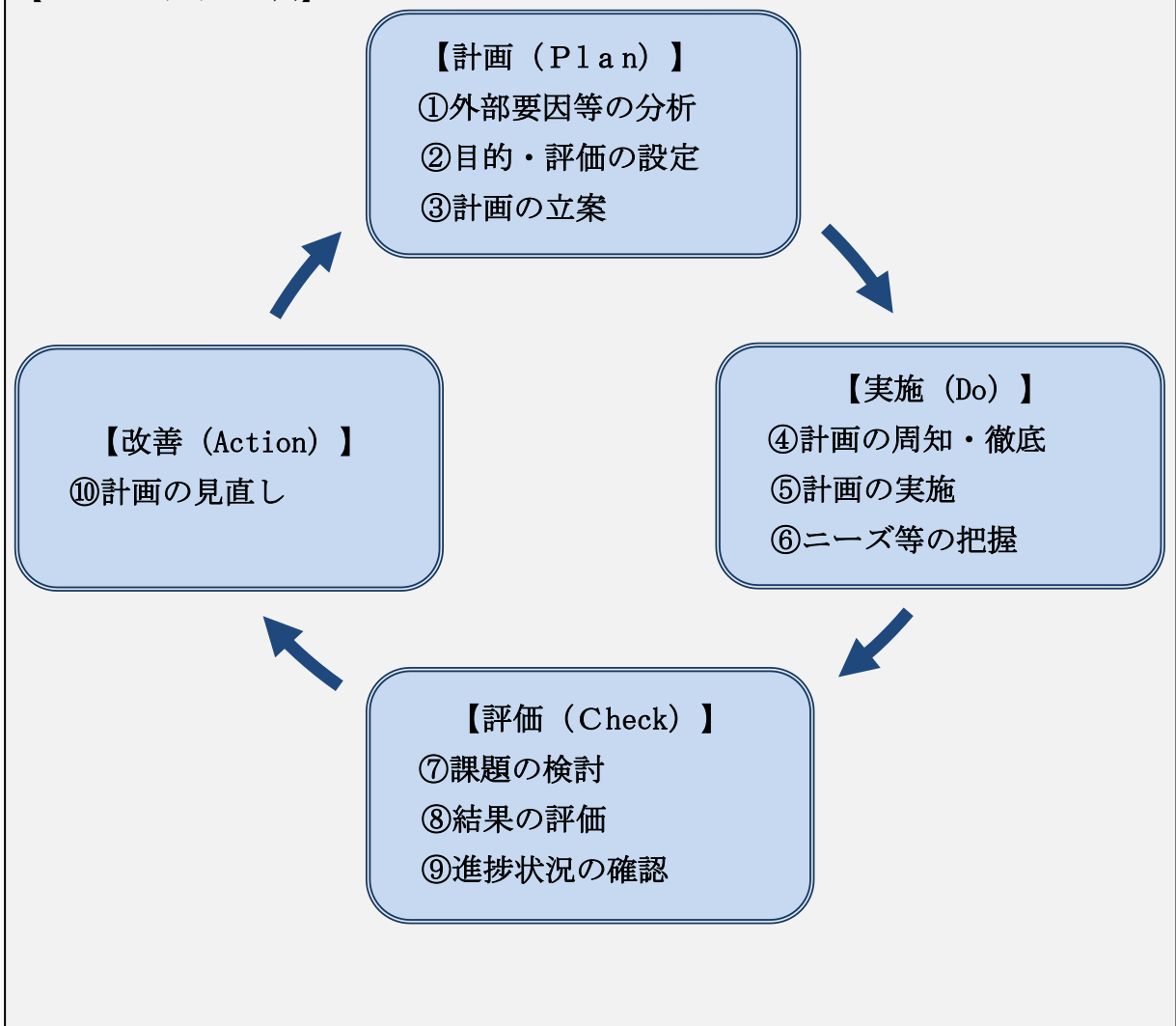
○長期財政計画

(単位：千円)

項 目		平成 30 年度 【2018年度】	平成 31 年度 【2019年度】	平成 32 年度 【2020年度】	平成 33 年度 【2021年度】	平成 34 年度 【2022年度】	平成 35 年度 【2023年度】	平成 36 年度 【2024年度】	平成 37 年度 【2025年度】	平成 38 年度 【2026年度】	平成 39 年度 【2027年度】
民間財源	会費収入	10,525	10,525	10,525	10,525	10,525	10,525	10,525	10,525	10,525	10,525
	寄附金収入	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
	共同募金配分金収入	10,680	10,680	10,680	10,680	10,680	10,680	10,680	10,680	10,680	10,680
公費財源	経常経費補助金収入	63,759	63,759	63,759	63,759	63,759	63,759	63,759	63,759	63,759	63,759
	受託金収入	196,101	195,402	195,852	194,381	193,656	194,237	195,096	195,575	196,103	196,183
自主財源	介護保険事業収入	357,746	365,385	370,102	371,272	371,977	371,977	360,911	350,176	350,176	350,176
	障害福祉サービス事業収入	11,490	11,490	11,490	11,490	11,490	11,490	11,490	11,490	11,490	11,490
	その他の事業収入	18,430	18,430	18,430	18,430	18,430	18,430	18,430	18,430	18,430	18,430
基金取崩収入		13,245	6,973	7,018	6,973	5,000	7,018	2,500	6,973	2,500	5,000
経常収入計 (A)		683,976	684,644	689,856	689,510	687,517	690,116	675,391	669,608	665,663	668,243
人件費支出		479,578	493,021	494,720	490,704	483,917	481,360	476,208	471,476	468,803	471,655
事業費支出		55,052	55,602	56,158	56,719	57,286	57,286	56,713	55,011	55,011	55,011
事務費支出		119,620	120,816	122,024	123,244	123,244	123,244	123,244	123,244	123,244	123,244
助成金支出		6,681	6,681	6,681	6,681	6,681	6,681	6,681	6,681	6,681	6,681
その他の支出		11,705	4,887	4,932	4,887	414	4,932	414	4,887	414	414
基金等積立支出		3,314	3,313	3,313	3,313	3,313	3,313	3,313	3,313	3,313	3,313
経常支出計 (B)		675,950	684,320	687,828	685,548	674,855	676,816	666,573	664,612	657,466	660,318
収支差額 (A) - (B)		8,026	324	2,028	3,962	12,662	13,300	8,818	4,996	8,197	7,925

- (1) 進行管理にあたっては、各部門・委員会において適切に管理を行います。
- (2) PDCAサイクルを導入し、評価指標に基づき、毎年、事業評価を行います。その評価内容を次年度の事業計画に反映させ、改善を図りながら計画の具体化を進めます。
- (3) 二本松市の施策状況や社会情勢の変化、法令等の改正などを踏まえながら、計画の見直しが必要な場合、計画期間内でも変更を行います。また、新たに発生した受託等の事業については、プロジェクト会議において取り組みを検討していきます。
- (4) 平成30～33年度【2021年度】の取り組みを振り返り、進捗状況の確認、成果と課題の分析、今後の対策をまとめ、平成34年度【2022年度】の取り組みを進めるとともに、次期計画の充実を図ります。

【PDCAサイクル図】



【計画の進行管理と評価の枠組み】

